

電気事業法第48条第2項調査結果（水力関係不適切事案一覧表）

No	地点名	届出書名称	届出受理日	届出上の 工事開始日	実際の工事開始日	判断の根拠	原因分析	使用前検査 合格日	備考
1	北地域制御所 (北海道)	電力用保安通信設備非常用 予備発電装置設置	H3.2.20	開始日明記無 (工程表添付: H3.3下旬 現地据 付)	H3.3.18(現地据付)	作業計画書、工事日報によりH3 年3月18日に着工していたことを 確認した。	① 電気事業法第48条第2項の内容に対する認識不足があったこと(工 事担当箇所は工事計画届出書が受理されれば着工できるものと認識 していた) ② 申請担当箇所と工事担当箇所との連携不足があったこと(申請担 当箇所は工事担当箇所が法を理解していると思ひ込み確認を怠った) ③ 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	検査不要 通知受領 (H3.3.20)	
2	本別発電所 (北海道)	導水路1号開渠凍害補修工事	H4.4.27	H4.5.26 (コンクリート取壊し)	H4.5.26(コンクリート取壊し)	使用前検査時に提出した工程表 によりH4年5月26日に着工して いたことを確認した。	① "30日経過"の計算にミスがあったこと(誤って受理日と工事開始日 を含めて計算してしまった) ② 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	H4.7.23	
3	田子倉発電所 (福島県)	田子倉発電所 非常用予備電源装置設置	S61.10.23	S61.11.25 (機器据付)	S61.11.17(機器据付)	請負工事業者から提出された工 事着手届及び作業手順書工程 表より、S61年11月17日から工 事が開始されていたことを確認 した。	① 電気事業法第48条第2項の取扱いに関する誤解があったこと(工事 担当箇所では工事計画書が受理され、昭和61年10月27日付けで電気 事業法施行規則第70条第5号(当時第38条第5号)の規定による「本届 出に係る電気工作物は、電気事業法第49条第1項(当時第43条第1項) の使用前検査を受けないで使用して差し支えない。」との指示文書を 受領したことから、工事を開始できるものと誤認した) ② 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	検査不要 通知受領 (S61.10.27)	
4	佐久間発電所 (静岡県)	佐久間ダム 非常用予備発電装置更新	S.61.6.6	S.61.7.10 (工事期間)	S61.6.24(基礎工事) S61.7.15(機器据付)	業者提出の工事工程表により、 S61年6月24日に基礎工事を開 始していたことを確認した。	① 工事開始の定義の解釈に誤りがあったこと(機器据付開始を工事 開始と解釈していた) ② 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	S61.7.31	受領印の押印された届出控 えは見つけられなかったた め、届出日を受理日とした。
5	御母衣第二 発電所 (岐阜県)	大白川ダム 予備電源更新	S.60.10.8	S.60.11.15 (工事期間)	S.60.11.5(機器据付)	業者提出の工事工程表により、 S60年11月5日に機器据付に着 手していたことを確認した。	① 電気事業法第48条第2項の内容に対する認識不足があったこと(工 事担当箇所は工事計画届出書が受理されれば着工できるものと認識 していた) ② 申請担当箇所と工事担当箇所との連携不足があったこと(申請担 当箇所は工事担当箇所が法を理解していると思ひ込み確認を怠った) ③ 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	検査不要 通知受領 (S60.10.29)	
6	長野発電所 (福井県)	取水口 非常用予備発電装置	H.11.8.24	開始日明記無 (工程表添付: H11.9下旬 準備・ 基礎、H11.10月上旬 機器据付)	H.11.8.23(基礎工事) (アンカーボルト敷設) H.11.9.6(機器据付)	施工計画書の工事工程表によ り、H11年8月23日に基礎工事(ア ンカーボルト据付のみ)を開始して いたことを確認した。	① 工事開始の定義の解釈に誤りがあったこと(アンカーボルト敷設は本工 事の対象外と解釈していた) ② 電気事業法第48条第2項の内容に対する認識不足があったこと(工 事担当箇所は工事計画届出書が受理されれば着工できるものと認識 していた) ③ 申請担当箇所と工事担当箇所との連携不足があったこと(申請担 当箇所は工事担当箇所が法を理解していると思ひ込み確認を怠った) ④ 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	対象外	
7	西吉野第一 発電所 (奈良県)	西吉野第一発電所 遮断器取替	S58.12.23	S59.1.25 (取替工事)	S58.12.22(基礎補強工事) S59.1.25(遮断器取替工事)	保管されていた作業票の作業 実績期間により基礎補強工事を S58年12月22日に開始していた ことを確認した。	① 工事開始の定義の解釈に誤りがあったこと(既設基礎を流用した基 礎補強工事については工事計画届出の対象外と判断した) ② 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと	検査不要 通知受領 (S58.12.27)	
8	沖縄やんばる 海水揚水発電所 (沖縄県)	非常用予備発電装置	H10.2.4	H10.3.5	H10.3.5	当該工事の「工事計画・使用前 検査関連工程」、「工事実績工 程」により確認した。	① "30日経過"の計算にミスがあったこと(30日を1ヶ月と解釈し、H10 年3月5日以降であれば工事開始しても支障ないと解釈した) ② 当時、当該箇所では社内の関係個所の連絡調整結果を、確認・チエ ックする仕組みがなかったこと。	対象外	
9 (報告 済み)	水窪発電所 (静岡県)	水窪発電所有本取水設備非 常用予備発電装置設置	H11.1.13	H11.2.2	H11.2.2	本装置完成図書の工事写真よ り、本工事がH11年2月2日(届 出受理の20日後)より開始され ていたことを確認した。	① 電気事業法第48条第2項の取扱いに関する誤解があったこと(電気 事業法第48条第2項を理解していたものの、工事計画届出書が受理さ れたことで、提出書類内の工程表通り着工できるものと認識した) ② 申請担当箇所と工事担当箇所との連携不足があったこと(申請担 当箇所は工事担当箇所が法を理解しているものと思ひ込み、確認を 怠った) ③ 当時、当該箇所では社内のチェック機能が甘く、30日経過以前の 着工をチェックする仕組みがなかったこと ④ 届出書類に不備があり受理までに想定以上の時間を要したこと	対象外	